

第3次ながおか男女共同参画基本計画
(素案)

令和4年 月策定
長 岡 市

ごあいさつ

(今後作成)

目次

第1章 計画の概要

1	基本的な考え方	2
2	策定の背景	4
3	これまでの長岡市の取組み	6
4	計画の体系	8
5	指標	9

第2章 長岡市の状況

1	社会情勢	11
2	市民意識調査結果の概要	14

第3章 施策の内容

(基本目標1)	男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	26
(基本目標2)	あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する	32
	【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】	
(基本目標3)	配偶者などからの暴力を根絶する	37
	【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	
(基本目標4)	男女共同参画の推進体制を充実する	40

<参考資料>

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

長岡市では、平成13年3月、男女平等と共同参画をめざしたまちづくりを基本理念として、「ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「1次基本計画」という。）を策定しました。

平成18年には、社会経済情勢の変化などを考慮し後期計画を策定、平成22年12月には、男女共同参画推進の基本理念と責務を明らかにした「長岡市男女共同参画社会基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

その後、1次基本計画の期間終了に伴い、平成24年3月に条例に基づいた「第2次ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「2次基本計画」という。）を策定、平成29年3月には後期計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

2次基本計画の計画期間が令和4年3月に終了することから、計画の成果や課題、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、条例に基づく「第3次ながおか男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、以下のとおり位置づけるものとします。

- ① 条例第10条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。
- ④ 本市の総合計画である「長岡市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ながおかヘルシープラン21」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。
- ⑤ 国の第5次男女共同参画基本計画及び新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例、第3次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定します。

(3) 基本理念とめざすまちづくり

「長岡市男女共同参画社会基本条例」の第3条に基づき、下記の7項目を基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されること

- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること
- ③ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること
- ④ 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること
- ⑤ 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- ⑥ 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること
- ⑦ 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

(4) 計画の期間

令和4年4月から令和14年3月までの10年間とします。

計画の期間を前期5年間と後期5年間に分け、令和4年度から8年度までを前期計画、令和9年度から13年度までを後期計画とします。

なお、計画の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化、男女共同参画を取巻く環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の目標

この計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

2次基本計画からの変更点として、基本目標2は「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」とし、様々な分野での女性の活躍に向けた事業を行います。そして2次基本計画の基本目標2であった「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及」は、3次基本計画の基本目標2のうちの主要施策として、引き続き取り組むこととしました。

- | | |
|-------|---|
| 基本目標1 | 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する |
| 基本目標2 | あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する
【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】 |
| 基本目標3 | 配偶者などからの暴力を根絶する
【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】 |
| 基本目標4 | 男女共同参画の推進体制を充実する |

2 策定の背景

(1) 国際的動向

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して行われてきました。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットによる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が国際社会共通の目標として示され、その前文で「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。」とし、ゴール 5 として「ジェンダーの平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

平成 28 年（2016 年）3 月には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見が公表されました。

この総括所見の中で、法整備などによる取り組みを評価する一方、性別で役割を固定的に捉える意識の解消をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を含む女性に対する暴力への取り組み、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などを履行するよう勧告されました。

また、世界経済フォーラムが令和 3 年（2021 年）3 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 156 か国中 120 位と著しく低く、特に経済分野（156 か国中 117 位）と政治分野（同 147 位）が低い結果となり、ジェンダー平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況が明らかになりました。

(2) 国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 17 年（2005 年）には改訂した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定、平成 22 年（2010 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 年（2015 年）に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。令和 2 年（2020 年）12 月に策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行を目指した取組みとして以下の 4 つが示されました。この実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)新潟県の動向

平成 13 年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成 14 年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行するとともに、新潟ユニゾンプラザ内に男女平等推進相談室を開設しました。

平成 18 年、条例に基づき、「新潟県男女共同参画基本計画（男女平等推進プラン）」を策定し、平成 25 年に第 2 次計画、平成 29 年に第 3 次計画が策定されました。

また、平成 18 年には「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され（令和 3 年に改定）、新潟県女性福祉相談所を中心として、関係機関と連携し被害者支援の施策が進められています。

また、平成 19 年には、ワーク・ライフ・バランス宣言を行い、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境の整備、子育てや家族の介護をしながら働く人々を支援する職場づくりなどの取り組みも実施しています。

3 これまでの長岡市の取組み

男女共同参画の推進はあらゆる分野にわたることから、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、副市長を議長として総合的な事業の推進に取り組んできました。平成28年に策定した総合計画では、男女共同参画の推進を施策の柱のひとつに位置付け、「男女を問わず全ての個人が互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指す」ことを明記しました。

<主な取組みの成果>

(1) 社会環境の整備

平成13年10月、男女共同参画施策の実施拠点として「男女平等推進センターウィルながおか」（以下、「ウィルながおか」という。）を開設しました。

ウィルながおかでは女性の様々な悩みについての相談室を設置したほか、市民との協働による「ウィルながおかフォーラム」や講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、男女共同参画の意識啓発と学習機会の提供を行ってきました。

「夫は外で仕事、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定的に捉える意識に否定的な考えの人の割合は、令和3年度の意識調査で82.2%となり、2次基本計画の目標値を達成しました。これは全国調査の結果より高く、性別で役割を固定せずに個人の能力を十分に発揮していくべきという意識が高まっています。

また、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、全庁的に審議会などへの女性登用に取り組んだ結果、女性の割合は平成30年度に初めて30%を超え、令和3年度には35.4%と、2次基本計画の目標値を達成しました。

しかし、意識調査の「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合は12.5%となり、目標であった30%を大きく下回りました。なかでも、「政治や経済の場」、「社会通念やしきたり・慣習」については、8割以上の人々が「男性が優遇されている」と回答しており、さらに社会制度や慣行の見直しが求められています。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスの普及を図るため、平成29年度に「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」を立ち上げ、企業、労働者及び行政が協力し、意識啓発セミナーや市内企業の取り組み事例の紹介、働きやすい職場環境づくりを進めるための専門相談員の設置、無料のコンサルティング支援などを行い、登録企業数は203社（令和3年10月末）になりました。

また、新潟県のハッピー・パートナー登録企業制度の周知を併せた啓発を行い、登録企業は131社（令和3年10月末現在）となりました。

また、子育ての駅の整備や児童クラブの充実、多様な保育サービスの実施など子育て支援体制の整備・充実を進めました。

(3)DV防止と被害者支援の取り組み

平成 24 年にDV相談の専門窓口である「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。センターの運営にあたって、DV被害者支援を行うNPOや医師会、弁護士会、警察等の関係機関で構成する「長岡市DV防止ネットワーク」を通じた連携や、庁内関係課ともDV被害者支援に関する共通理解を深め、支援体制を構築しました。

その結果、市に寄せられたDV相談件数は、計画策定前（平成 23 年度）の 541 件から令和 2 年度は 1,170 件と大きく増加し、多くの被害者に相談支援を行っています。

また、高等学校や中学校に相談員が出向いて生徒向けにDVの意識啓発を行う「デートDV出前講座」を実施し、平成 24 年度から令和 2 年度までに延べ 7,187 人が受講しました。

(4)市の推進体制の充実

平成 23 年 8 月、条例に基づいて学識経験者、事業者、市民団体代表、公募に応じた市民などで構成する長岡市男女共同参画審議会を設置し、以来、計画の進捗状況について審議することで、着実な推進を図っています。

また、男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたることから、総合計画において構想実現のための共通の視点として位置づけ、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、施策の総合的な企画、調整を行っています。

4 計画の体系

めざす まち づくり	基本目標	推進方向	主要施策
男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	1 男女平等の意識啓発 2 男女平等教育の推進 3 政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 4 男女の生涯を通じた健康支援 5 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 (2) 学校などにおける男女平等教育の推進 (3) 審議会などへの女性の参画推進 (4) 企業・団体などでの女性の参画推進 (5) 農林水産業・商工業の分野での女性の参画推進 (6) 防災活動への女性の参画推進 (7) 男女の生涯を通じた健康支援 (8) 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
	II あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する 【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】	6 働く場における男女共同参画の推進 7 家庭における男女共同参画の推進 8 地域における男女共同参画の推進 9 多様な生き方への支援	(9) 多様な活躍につながる機会の提供と情報の発信 (10) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり (11) 地域・社会活動での男女共同参画推進 (12) 子育て支援体制の整備・充実 (13) 介護支援体制の整備・充実
	III 配偶者などからの暴力を根絶する 【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	10 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	(14) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (15) 相談・保護体制の充実 (16) 自立のための支援の充実 (17) 関係機関や民間支援団体との連携強化
	IV 男女共同参画の推進体制を充実する	11 市民協働の確立	(18) 庁内推進体制の充実 (19) 市民との連携・協働 (20) 国・県などとの連携・協働

5 指標

基本目標	No.	成果指標	現状値 令和3年度	目標値 令和13年度
基本目標1 男女平等の 実現に向け た社会環境 を整備する	1	「社会全体の男女の地位 が平等であると思う人」 の割合を高める	12.5% 市民意識調査	30%
	2	「政策方針決定への女性 の参画」の割合を高める	35.4% 人権・男女共同 参画課調査	40%～ 60%
基本目標2 あらゆる女 性が自ら望 む活躍を実 現する	3	女性のリーダーを増やす 時の障害として、「女性 自身がリーダーになるこ とを希望しない」と答え る人の割合を減らす	(女性) 28.5% (男性) 35.6% (全体) 31.4% 市民意識調査	それぞれ5% 以上減らす
	4	「仕事と生活の調和（ワ ーク・ライフ・ balan ス）を実現している人」 の割合を高める	7.7% 市民意識調査	15%
基本目標3 配偶者な どからの暴力 を根絶する	5	DV相談窓口としてウィ ルなおかを知っている 人の割合を高める	15.2% 市民意識調査	30%

- ※ No.3は、第2次計画の指標「固定的な性別役割分担意識に否定的な人を増やす」について、令和3年度82.2%と高い割合で目標値を達成したため、基本目標2「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」に対する新たな指標としました。
- ※ No.5は、DV相談窓口を知らない人の割合を減らすため、まずは一般相談窓口であるウィルなおかの周知に注力することとしました。

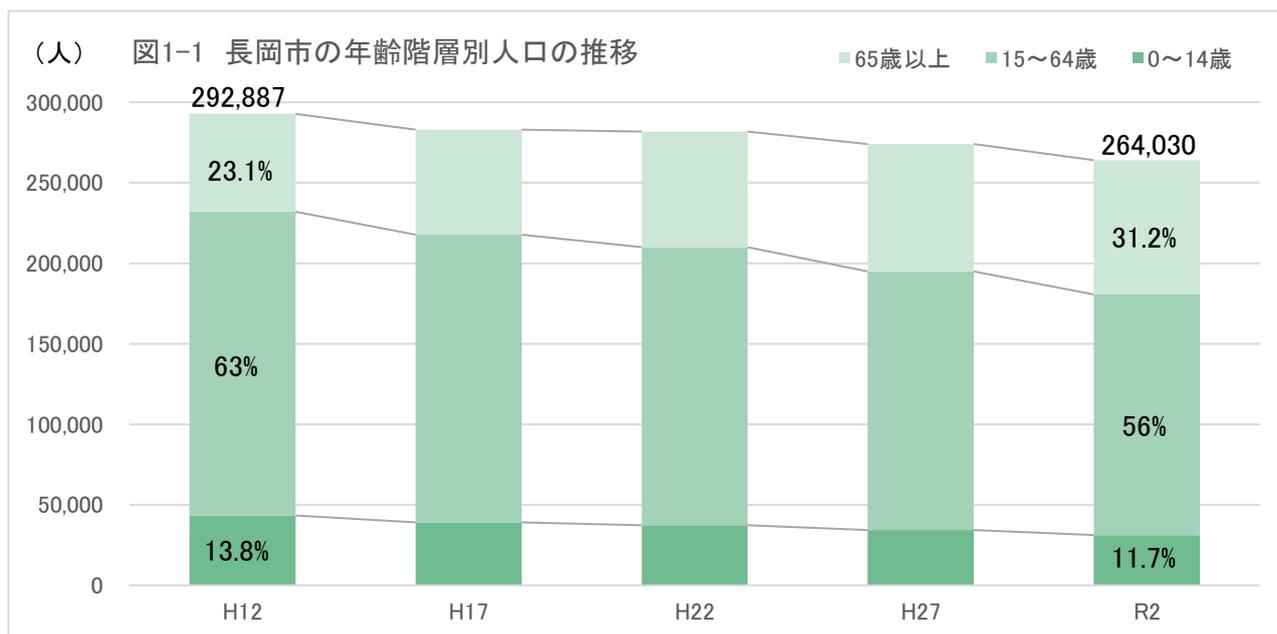
第2章 長岡市の状況

第2章 長岡市の状況

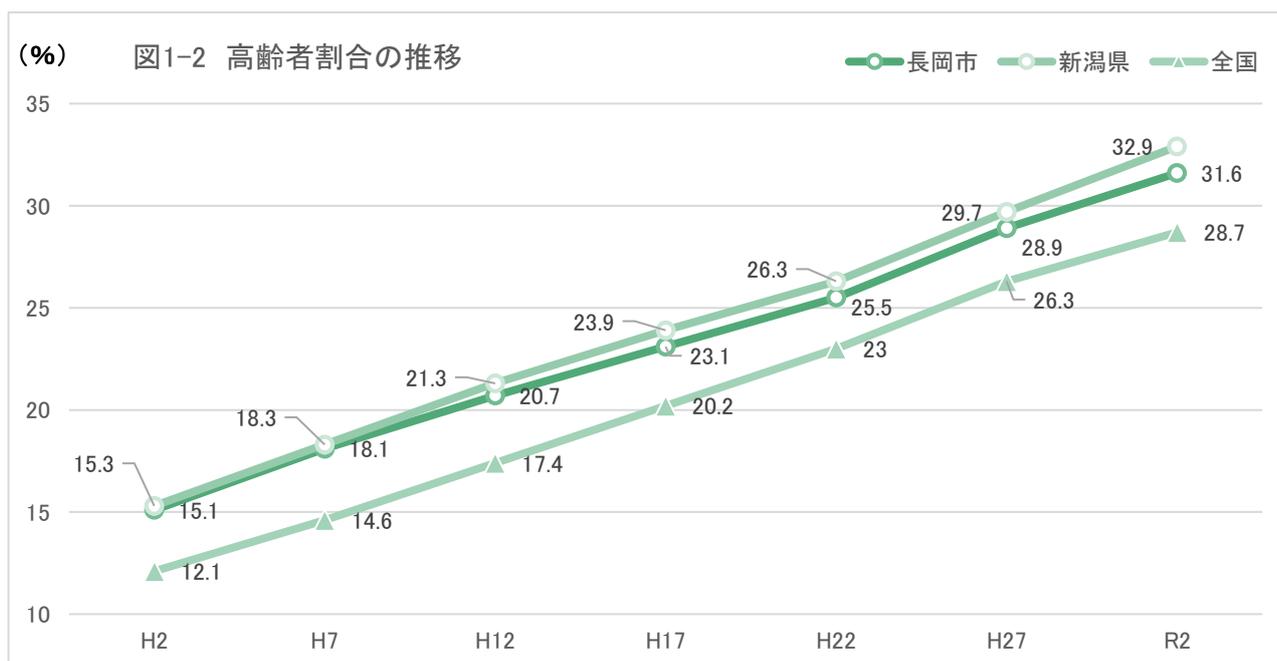
1 社会情勢

(1)人口の推移と少子高齢化社会の進行

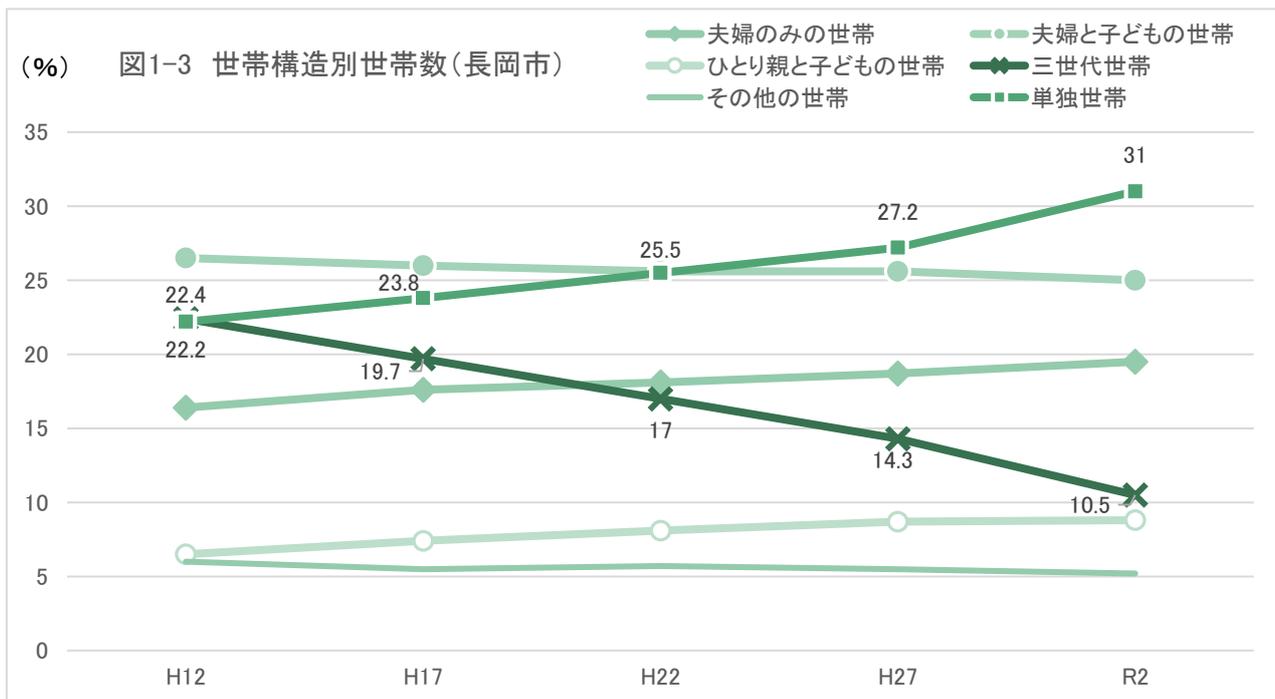
本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は人口減少が続いており、令和2年では約26.4万人となっています。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。高齢者の割合は全国平均を上回っています。世帯の構造としては、三世帯世帯が減少し、単独世帯が増加しています。



出典：国勢調査【総務省】



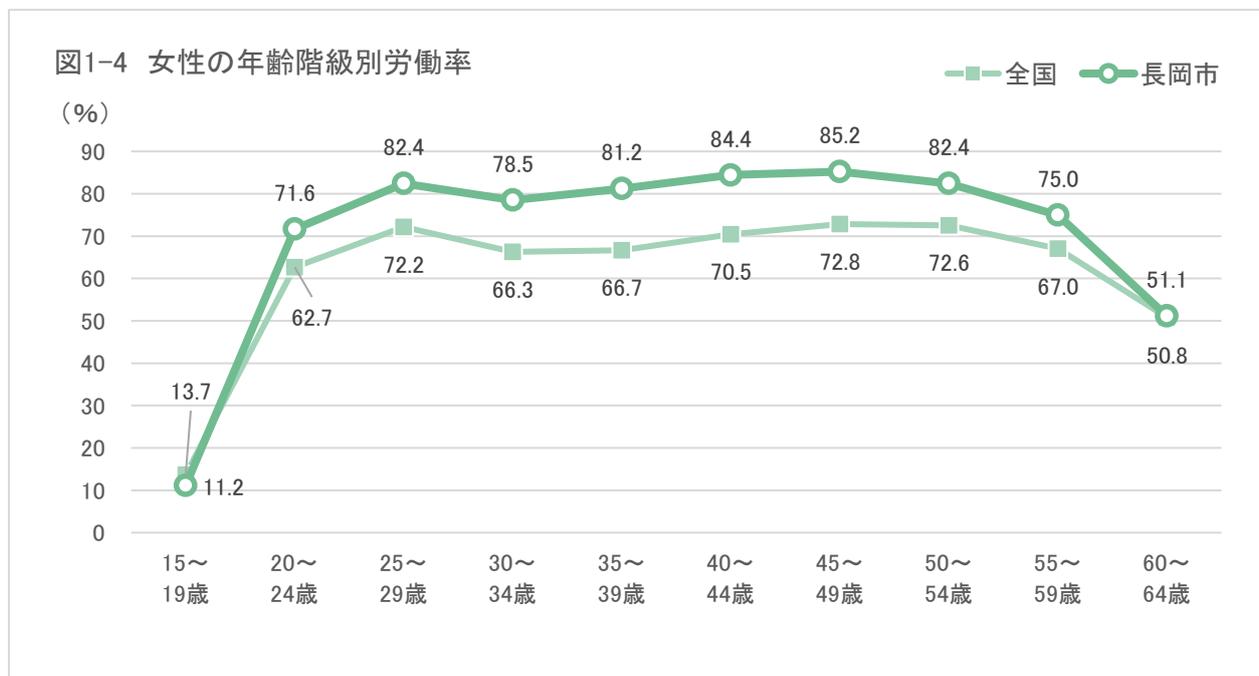
出典：国勢調査【総務省】



出典：国勢調査【総務省】

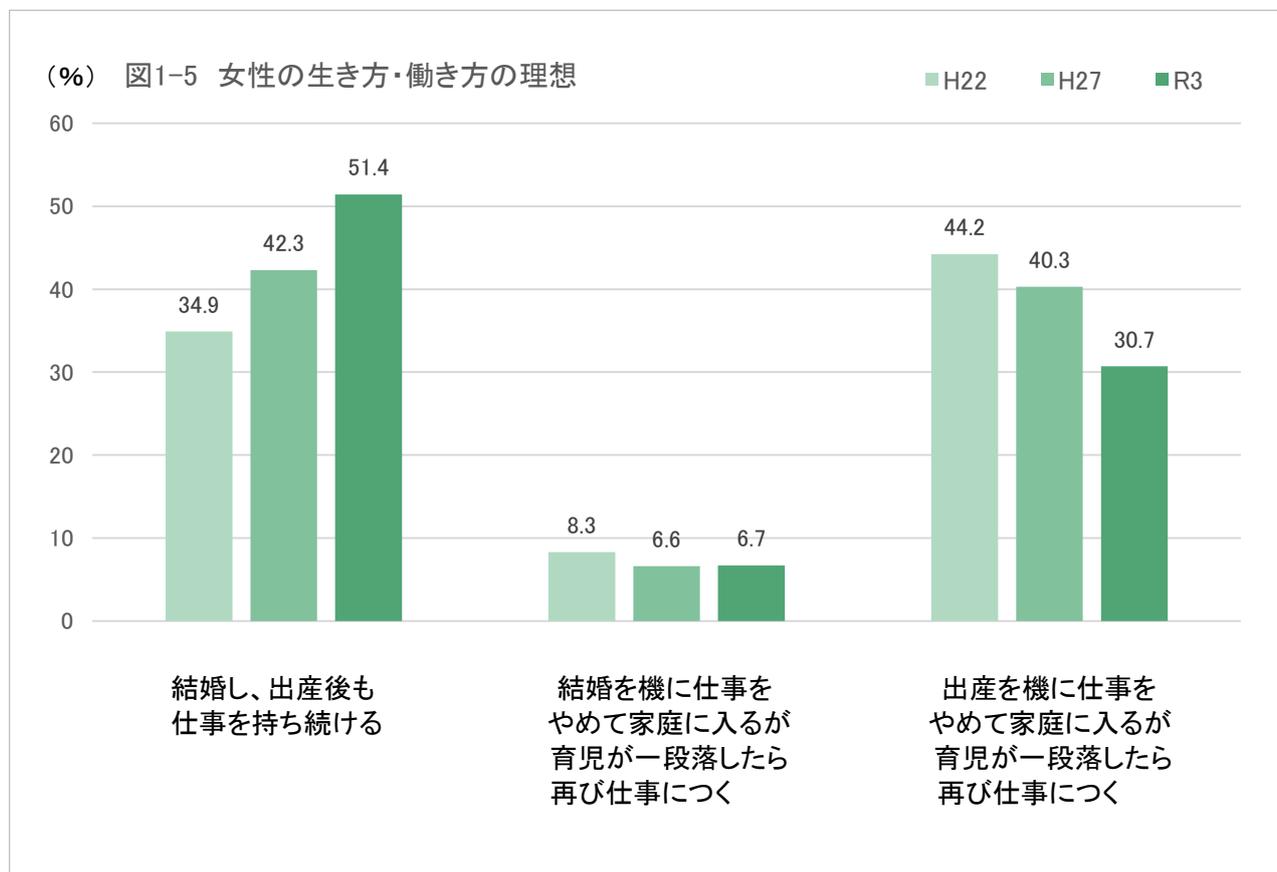
(2) 女性の年齢階級別労働率(全国・市)

女性の年齢階級別労働率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くことが知られています。長岡市は全国と比較してM字カーブの底が浅い傾向が見られます。また、女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国平均より高くなっています。



出典：平成 27 年度国勢調査【総務省】

「女性の生き方・働き方の理想」では、「出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく」と答えた人の割合が、平成27年の40.3%に対し、30.7%となりました。「結婚し、出産後も仕事を続ける」と答えた人は、42.3%から51.4%に上昇し、就労し続けることを望む割合が高くなっています。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

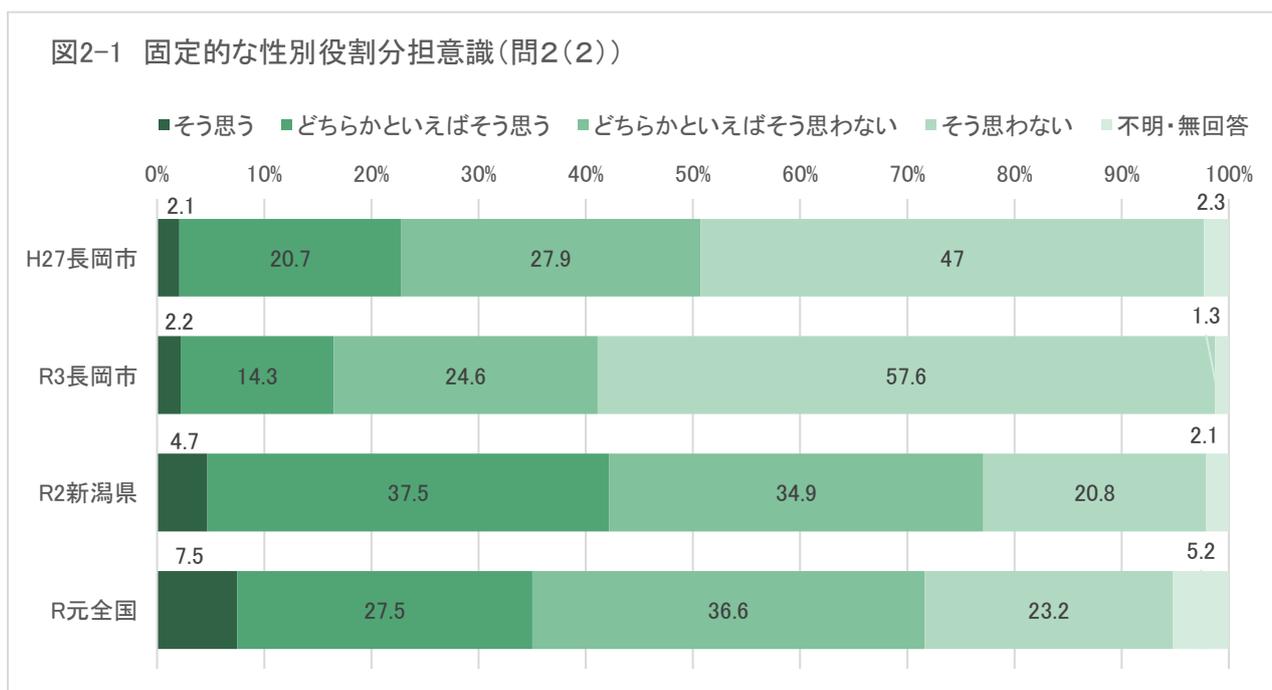
2 市民意識調査結果の概要

計画の改定にあたり、次のとおり市民意識調査を実施しました。調査の結果を中心に長岡市の現状を整理します。

年度	実施時期	名称	対象	回収数（率）
令和3年度	令和3年 4～5月	男女共同参画に 関する意識調査	無作為抽出による市内在住の 満18歳以上の男女3,000人	1,150票 (38.3%)
平成27年度	平成27年 10月	男女共同参画に 関する意識調査	無作為抽出による市内在住の 満20歳以上の男女3,000人	1,339票 (46.6%)

(1) 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人）の割合は全体で82.2%となりました。平成27年の74.9%に比べて7.3ポイント上昇し、全ての年代で固定的な性別役割分担意識に否定的な人が増加しています。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

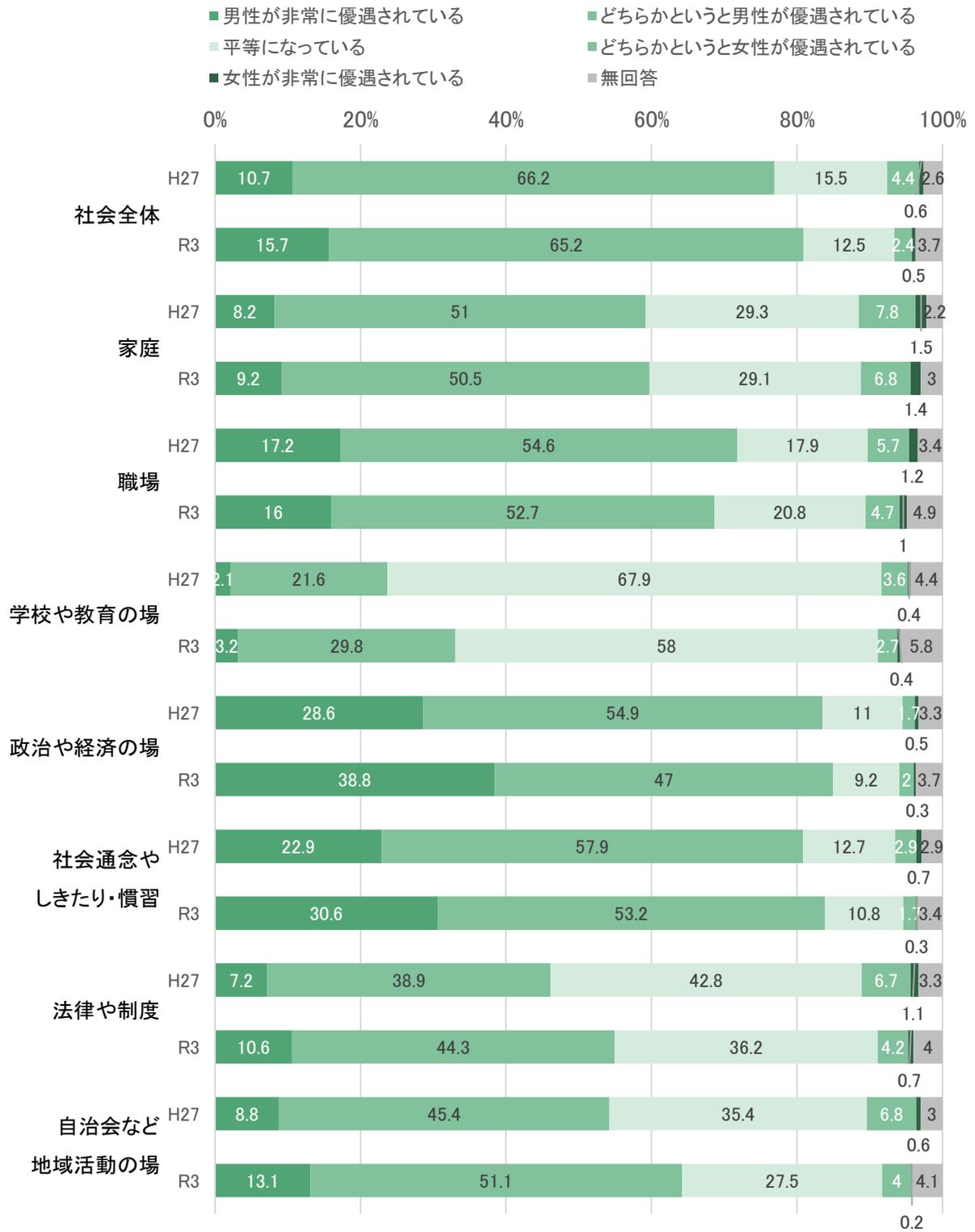
令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査

令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査

(2) 男女の地位の平等

男女の地位の平等感については、社会全体として「男性が優遇されている」と感じている人が多数となっています。「男性の方が優遇されている」と感じている分野は、「政治や経済の場」、「社会通念やしきたり・慣習」がそれぞれ8割以上と非常に高くなっています。

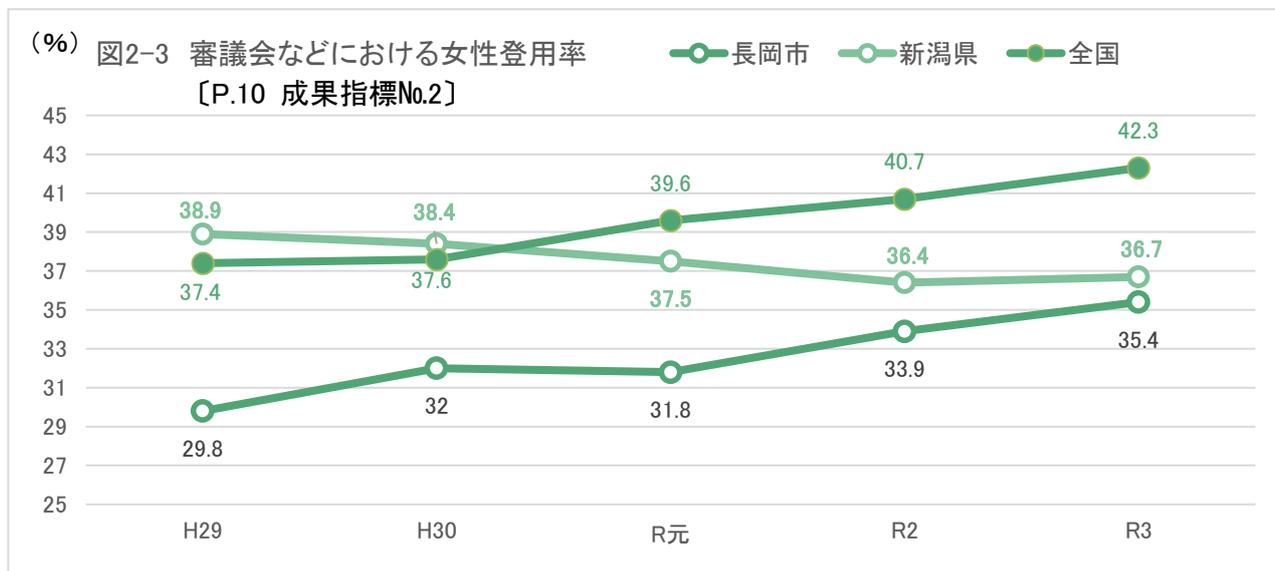
図2-2 男女の地位の平等(問3)[P.10 成果指標No.1]



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 審議会政策・方針決定の場における女性の参画促進

本市の審議会などへの女性登用率については、令和3年度に35.4%となり、全体としては徐々に上昇しています。しかし、この数値は国や県より低く、一層の取り組みが必要です。



出典：国の比率・内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 県の比率・新潟県資料、長岡市の比率・人権・男女共同参画課資料

3 女性活躍、仕事と生活の調和について

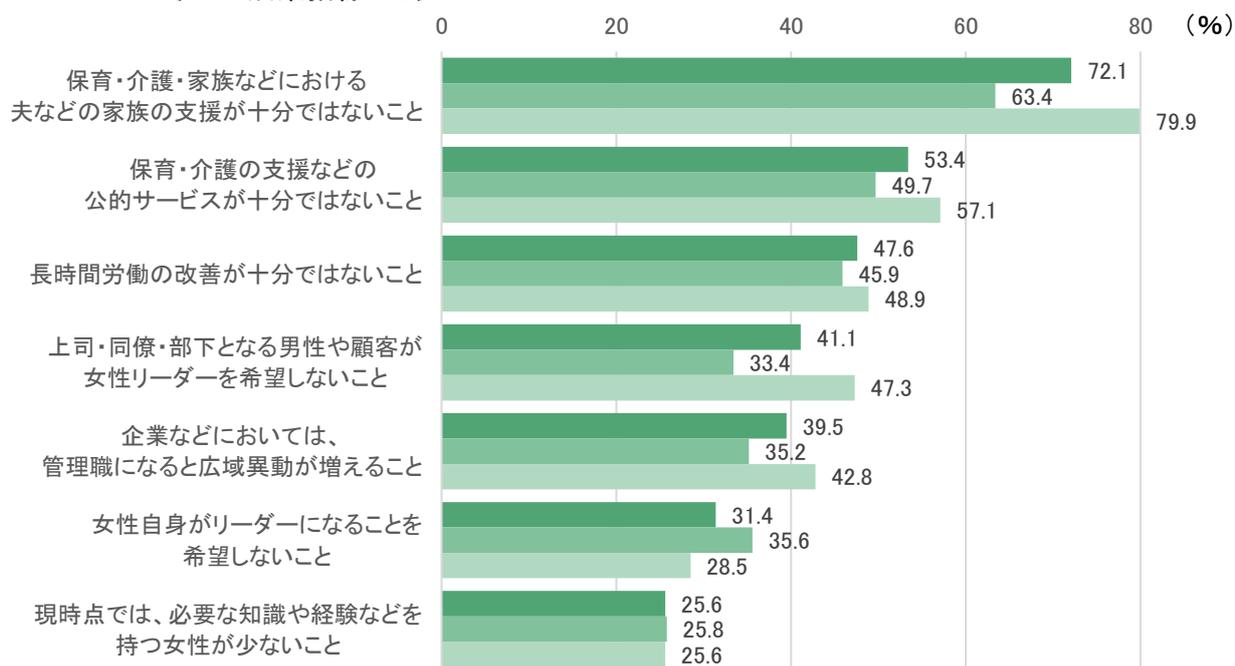
(1) 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害(複数回答)

「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が全体で72.1%、女性では79.9%と圧倒的に多くなっています。次に「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」「長時間労働の改善が十分ではないこと」、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が多くなっています。「女性自身がリーダーになることを希望しない」も約3割の回答者が障害になっていると回答しています。

全国調査との比較では、長岡市は「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」と回答した人が多くなっています。

図3-1-1 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害(問4)

[P.10 成果指標No.3] ■全体 ■男性 ■女性

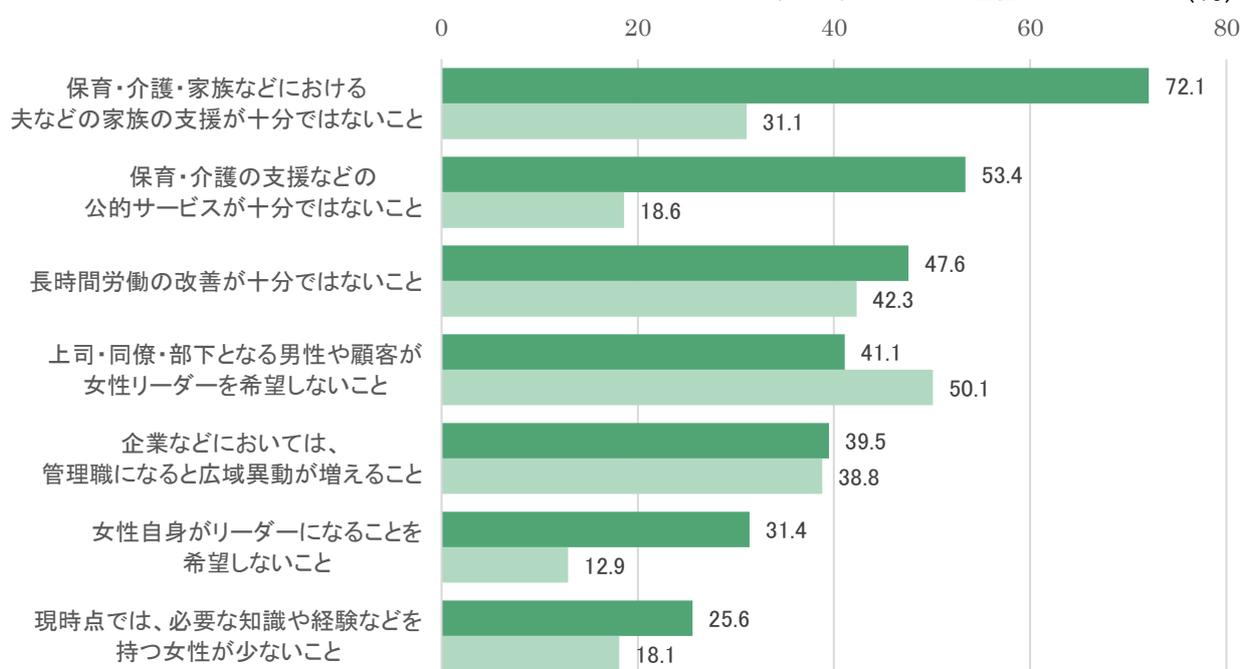


出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

図3-1-2 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害

(全国調査との比較)[P.10 成果指標No.3]

■R3長岡市 ■H26全国



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

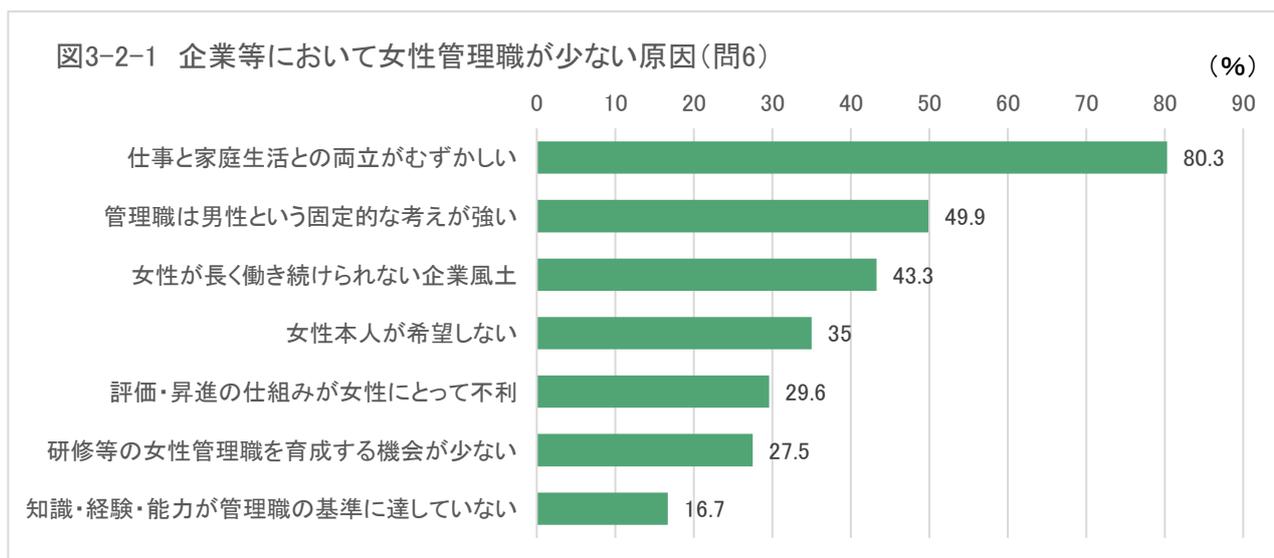
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査（平成26年8月）」

(2) 職場における女性登用(複数回答)

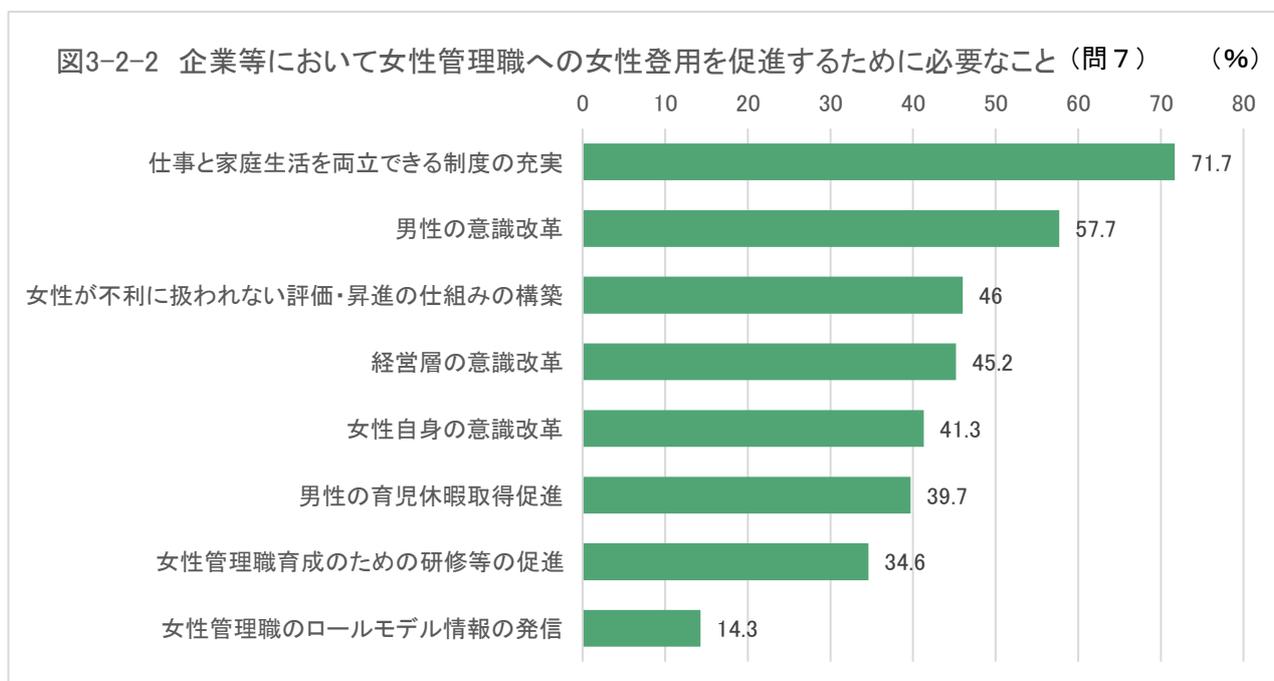
企業等において女性管理職が少ない要因については、「仕事と家庭生活との両立がむずかしい」が80.3%と圧倒的に多くなっています。

また、「女性本人が希望しない」も35.0%となっています。

企業等の管理職へ女性登用の促進に必要なことについては、「仕事と家庭生活を両立できる制度の拡充」が71.7%と圧倒的に多く、次に「男性の意識改革」57.7%と多くなっています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査



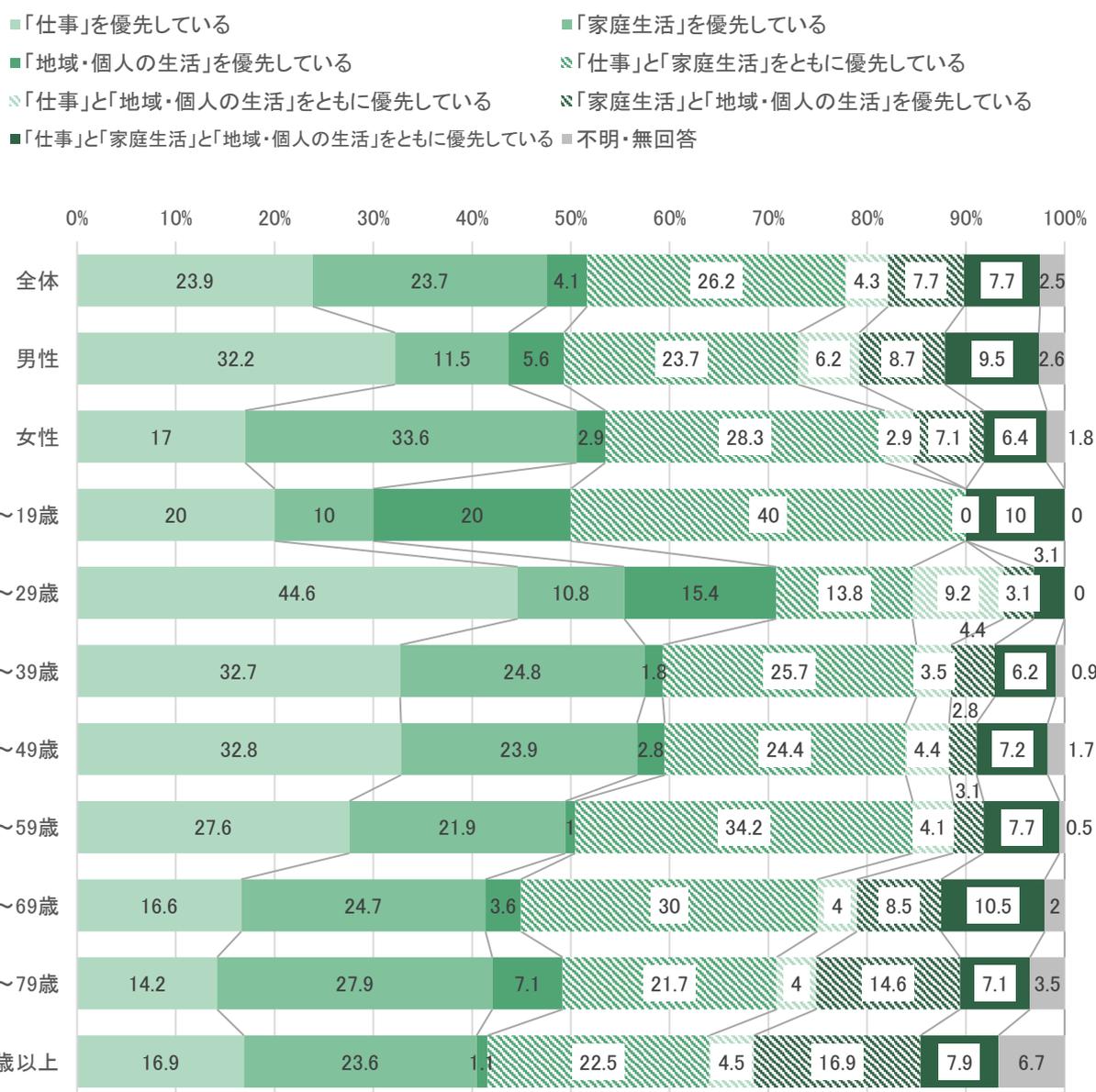
出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の現実について、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」人が26.2%、次に「仕事」を優先している」人が23.9%、「家庭生活」を優先している」が23.7%と多くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現している指標となる「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のすべてを優先できている人の割合は7.7%となっています。平成27年の意識調査では7.5%であり、増加していません。

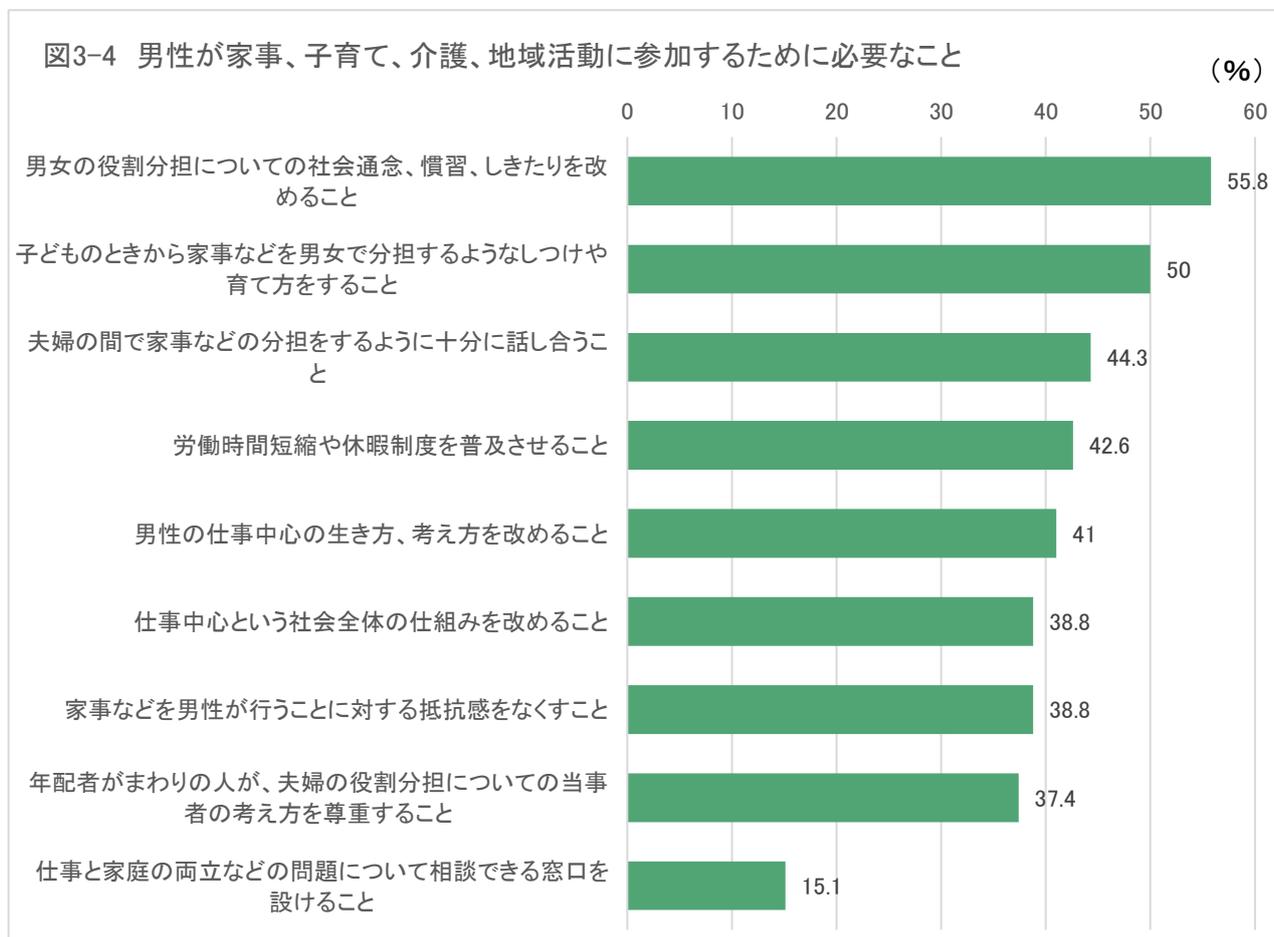
図3-3 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の現実(問9) [P.10 成果指標No.4]



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

**(4) 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと
(複数回答)**

「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が55.8%、「子どものときから家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をする事」が50%と多くなっています。

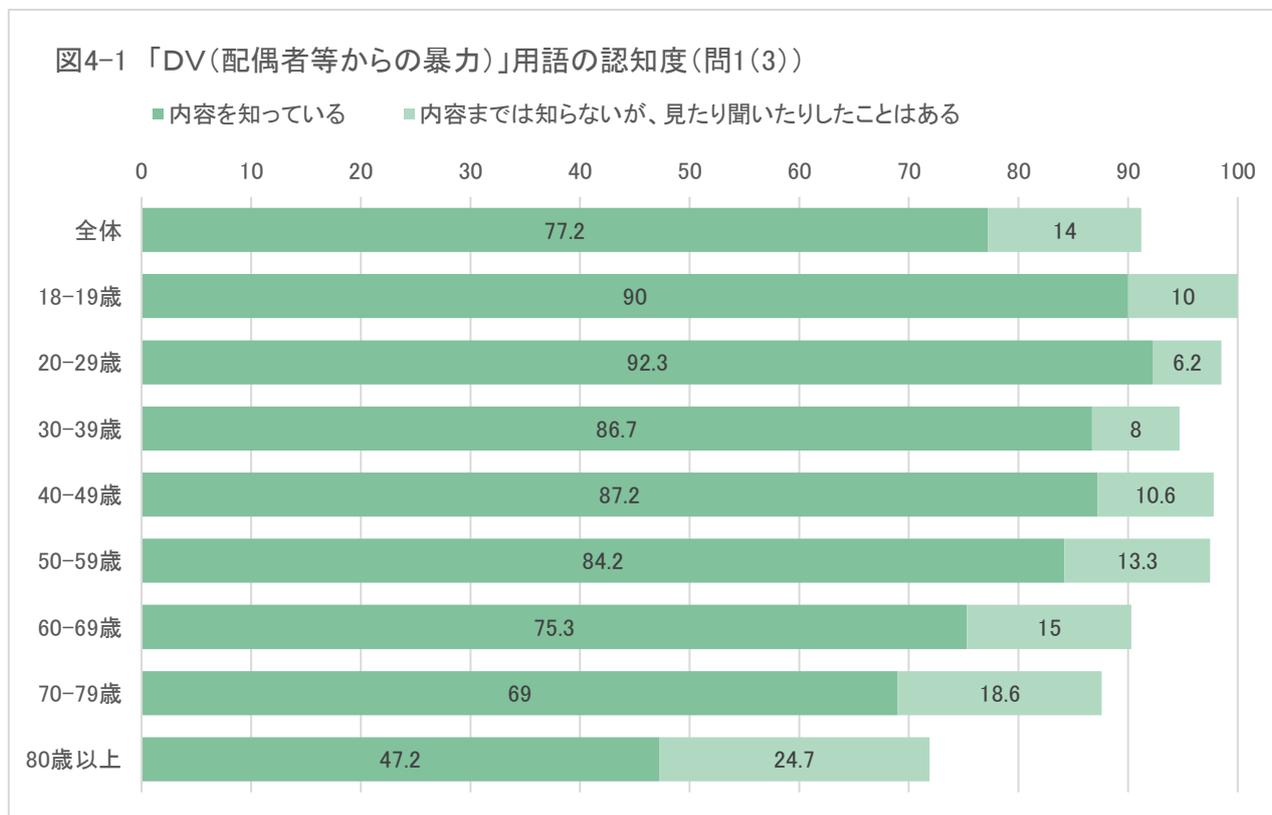


出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

4 配偶者などからの暴力の根絶

(1)「DV(配偶者等からの暴力)」に関する用語の認知度

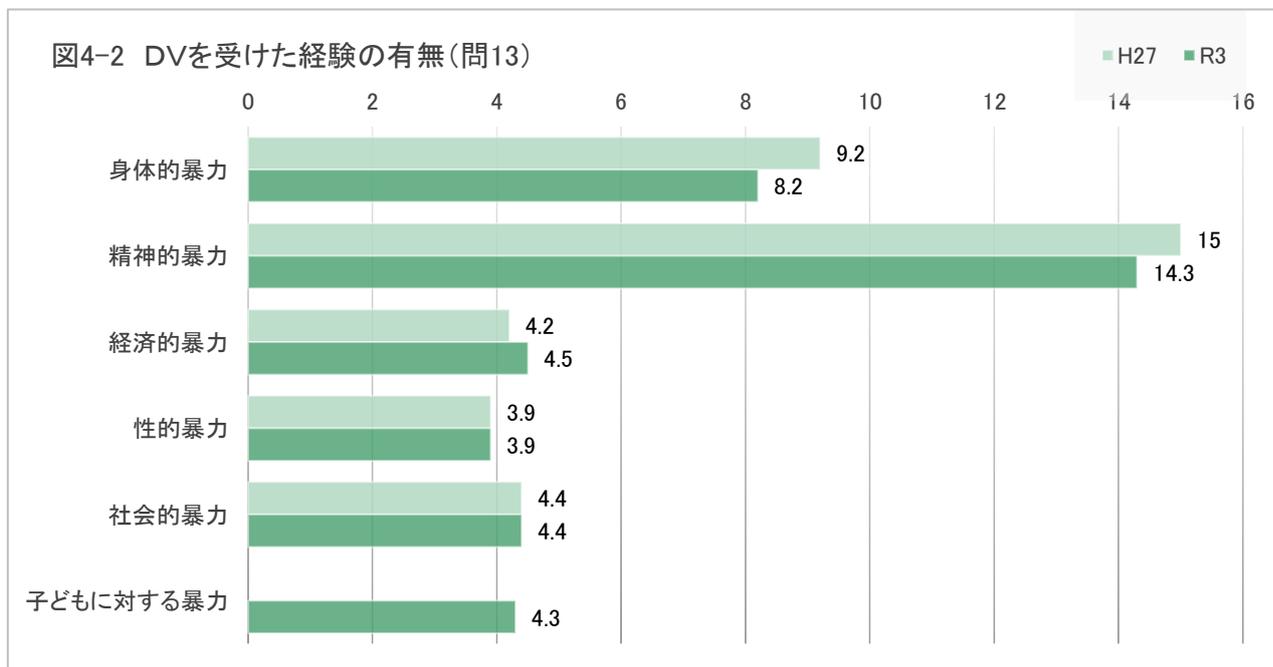
「内容を知っている」と回答した人は全体の77.2%、「内容までは知らないが、見たり聞いたりしたことはある」と回答した人は全体の14%であり、ほとんどの市民が用語について認知しています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(2)DVを受けた経験

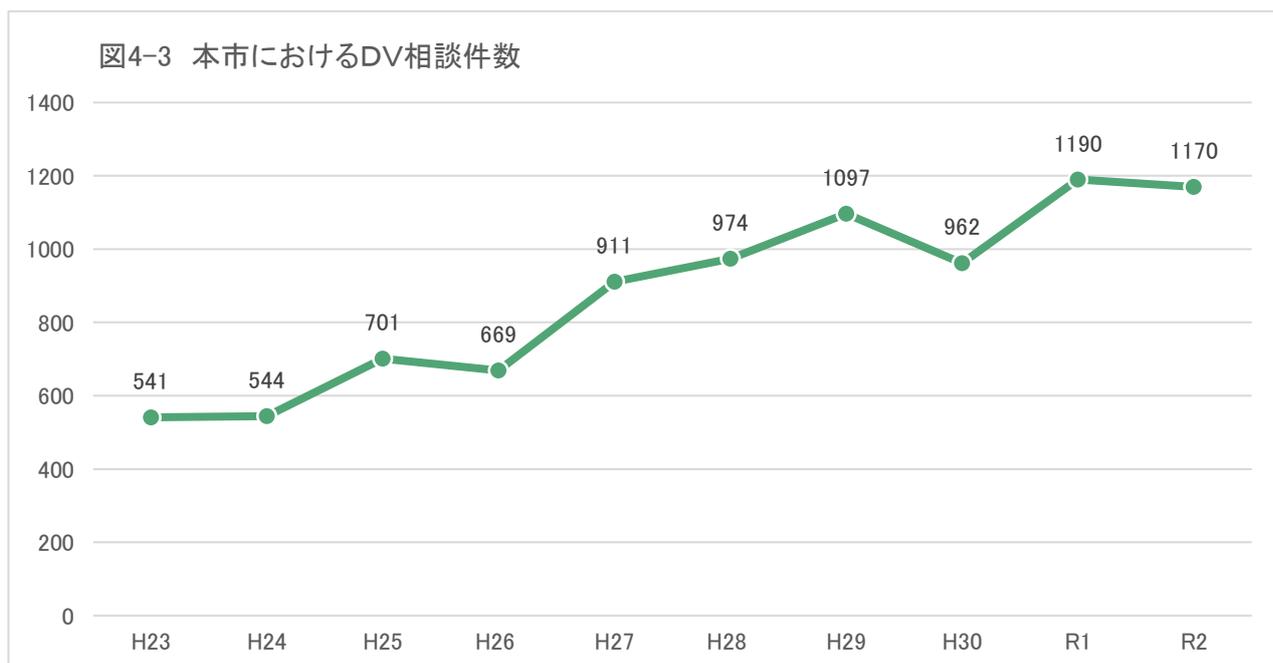
「DVを受けた経験がある」と答えた人の割合は、身体的暴力で8.2%、精神的暴力で14.3%、経済的暴力が4.5%、性的暴力が3.9%、社会的暴力が4.4%、子どもに対する暴力が4.3%となっています。平成27年度とほぼ同等の割合です。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

(3)本市におけるDV相談件数

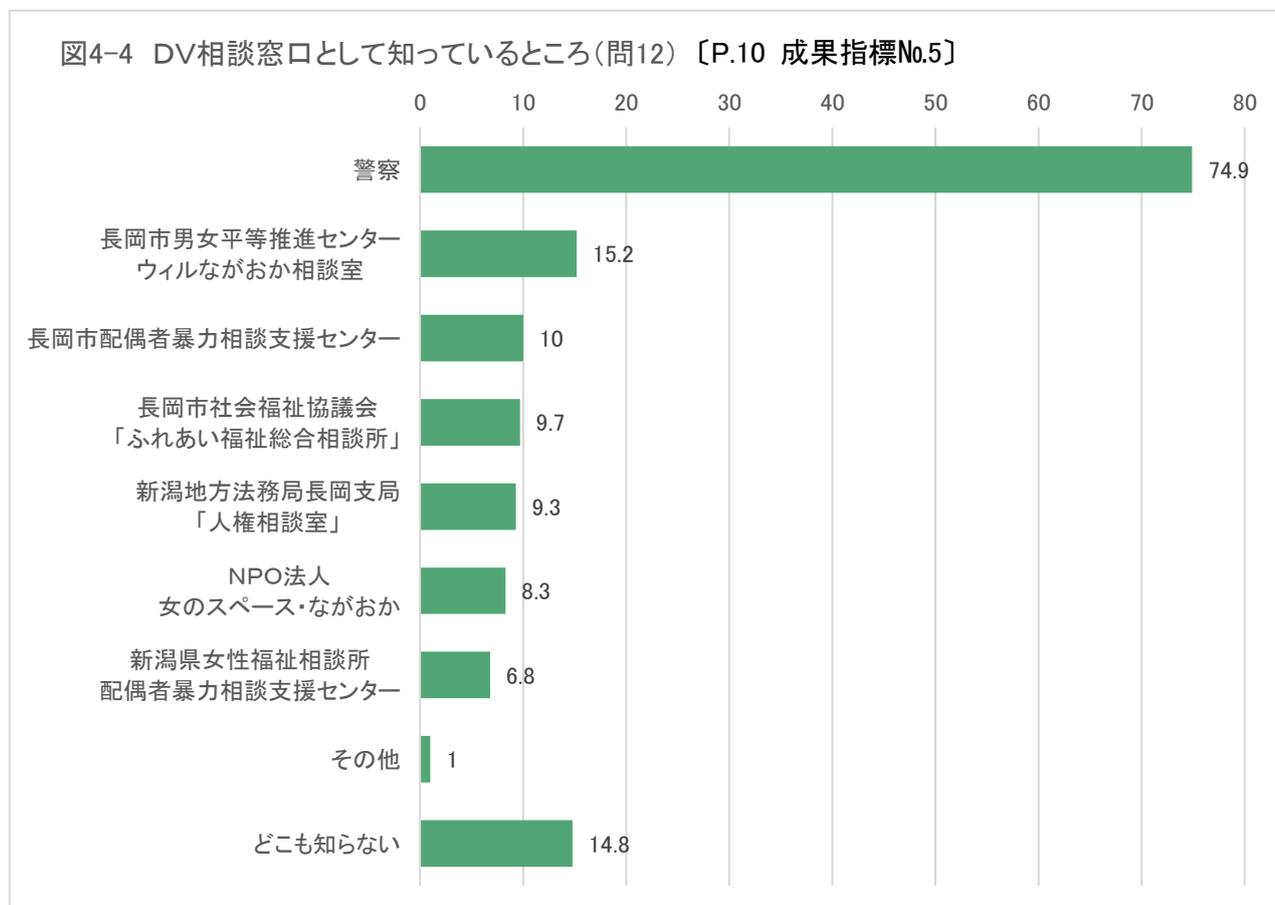
平成23年度延べ541件から令和2年度延べ1,170件と大きく増加しました。相談件数の増加とともに相談内容は複雑・深刻化しています。



出典：人権・男女共同参画課調査

(4)DVの相談窓口(複数回答)

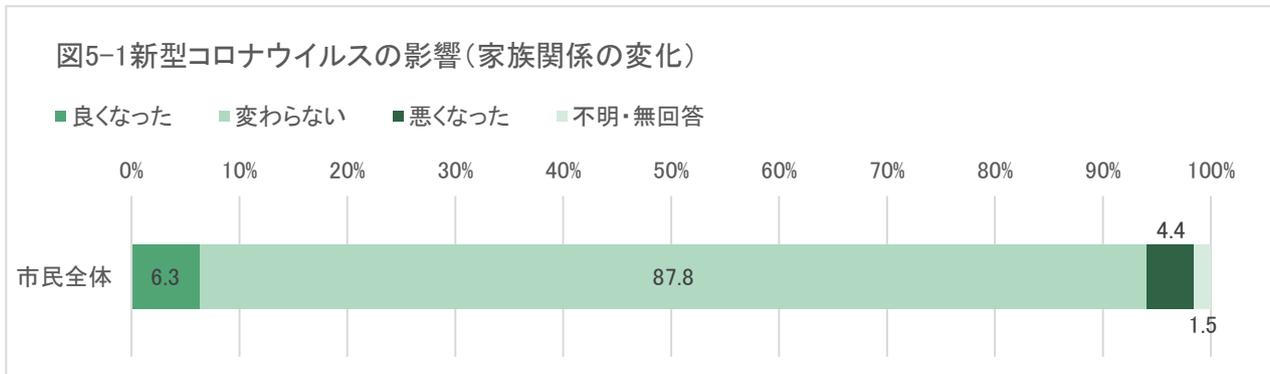
DV相談窓口として知っているところについては、「警察」が74.9%と圧倒的に多く、その他は少ない状況です。「どこも知らない」人は14.8%で、前回調査から少し増えています。



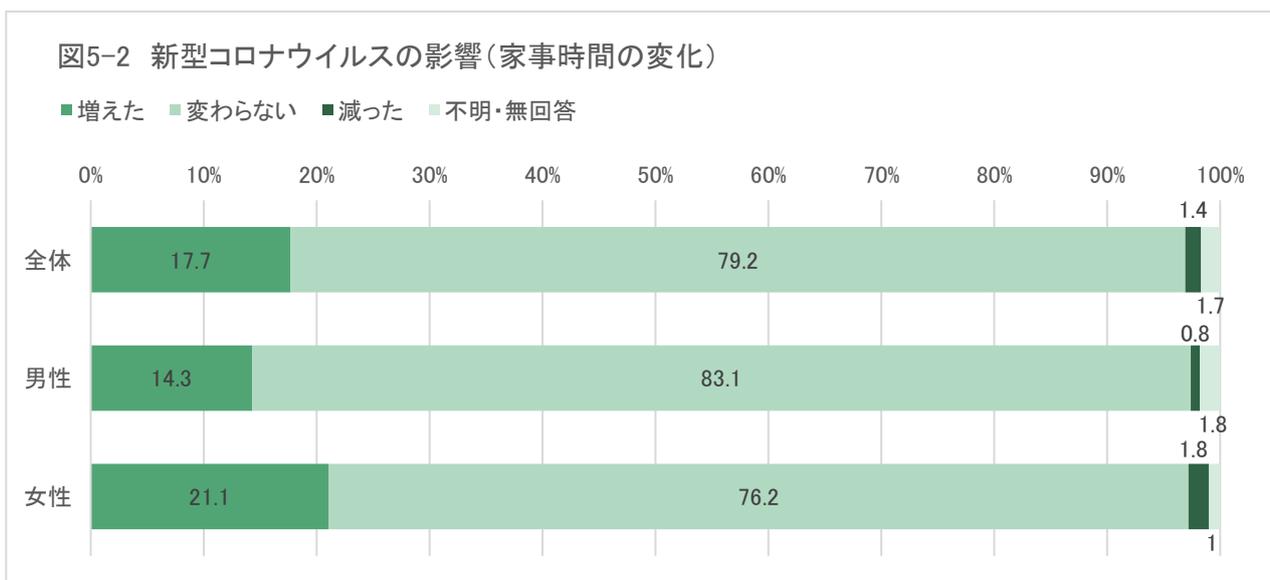
出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

5 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響による家族関係の変化については、「変わらない」人が87.8%と圧倒的に多い状況です。また、家事時間の変化についても、「変わらない」人が79.2%と圧倒的に多い状況ですが、「増えた」人は17.7%となっています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

第3章 施策の内容

第3章 施策の内容

基本目標1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する

1 現状と課題

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別で役割を固定的に捉える意識は、徐々に減ってきているものの、いまだに根強く残っています。

働き方や暮らしの中に、長年にわたって形成されてきた性別による固定的な役割分担意識や、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画社会の実現の支障となっています。〔P.14 図2-1〕

このため、ジェンダー平等の視点から、あらゆる分野・あらゆる場面で男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるように、意識啓発や男女平等教育、意思決定の場への女性の参画の促進、生涯にわたる健康支援など社会環境の整備に取り組む必要があります。

また、近年、社会的な関心が高まっている性的指向及び性自認等により困難を抱えている人に対する理解を促進し、このような方々の人権に十分配慮して事業を実施します。

※性的指向・・・恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある）

※性自認・・・自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる）

2 施策の方向性

【推進方向1】男女平等の意識啓発

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」と性別で役割を固定的に捉えることに否定的な意識を持つ人の割合が国や県の調査と比べて高い一方、「社会通念やしきたり・慣習」において、約8割の人が「男性が優遇されている」と感じているなど、男女共同参画社会を実現する上で、様々な場面で支障が生じているといえます。

このため、あらゆる機会を通じて、男女平等の意識啓発を行うとともに、男女がともに多様な生き方を選択できるように、制度や慣行の見直しを行っていきます。

【推進方向2】男女平等教育の推進

男女平等の意識向上と男女共同参画社会を実現するためには、子どものころからの男女平等教育が重要です。

次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、子ども自身が自ら判断力を身につけ、自立・自律ができるよう男女平等教育を推進します。

また、幼児教育や学校教育などの教育関係者に対する研修の充実を図ります。

【推進方向3】 政策・方針、意思決定の場への女性参画推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な視点や考え方が反映されることが重要であり、国の第5次計画では「2020年代の可能な限り早期に30%程度」の目標を掲げています。特に、女性の参画が進んでいない政治や経済分野への取り組みを明確化し、分野ごとに目標と期限を定めました。

本市の審議会などにおける女性委員の割合は、平成27年に初めて目標の30%に到達しました。女性の委員がいない審議会の数が減少するなど、全体としては徐々に女性委員の登用が進んでいる状況です。今後も条例及び「審議会などへの女性登用推進のための指針」の周知徹底を図り、さらに女性の登用が進むよう取り組みを推進します。

さらに行政だけでなく、企業や民間団体、農林水産業・商工業の分野、地域社会・防災の分野などにおいても男女共同参画を推進し、指導的立場への女性の参画を促進していく働きかけを行います。

【推進方向4】 男女の生涯を通じた健康支援

男女がともに生涯を通じて健康を維持・増進するためには、自分の身体や健康について自ら判断し、決定できることが大切であり、それをお互いに尊重することが重要です。

特に女性は、妊娠・出産という重要な役割を担っていることから、女性の心身の健康に配慮しつつ、男女が責任を認識・共有していくことが必要です。

このため、思春期相談の充実や、性と生殖に関する健康・権利の視点から、人生の各段階に応じた心身の健康についての情報提供や学習機会の提供、妊娠・出産期における健康支援など、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

【推進方向5】 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用者の増加や単身世帯・ひとり親世帯が増加している中で、貧困等による生活困窮者は幅広い層へ広がりを見せており、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による暮らしの不安も注視していく必要があります。

このため、男女共同参画の視点に立ち、貧困等により困難を抱えた人々に対する支援を充実し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発	01	男女共同参画の視点に基づいた広報・情報発信	「男女共同参画の視点による広報チェックリスト」や「長岡市ソーシャルメディア活用ガイドライン」を活用して市内の意識啓発を継続的に行い、適切な表現による広報・情報発信を進めます。	広報課 人権・男女共同参画課
	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	人権・男女共同参画課
	03	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	人権・男女共同参画
	04	家庭教育活動事業	性別にかかわらず、社会の多様な変化に対応できるように、家庭における教育力を高めるための意識啓発を図ります。	子ども・子育て課
	05	地域人材教育活動事業	性別にかかわらず、多様な生き方を選択できるように、実践力を備えた地域リーダー育成のための地域学びコーディネーター講座などを開催し、意識啓発を図り地域に浸透させます	中央公民館
(2) 学校などにおける男女平等教育の推進	06	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。	学校教育課
	07	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修	小・中学校の校内研修などで、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての意識啓発を行います。	学校教育課
	08	幼児への男女共同参画教育	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員のジェンダー平等に関する意識啓発を園内研修などで高め、子どもたちが性別にかかわらず、ひとり一人の個性を尊重できる教育に取り組んでいきます。	保育課
	09	幼稚園・保育園・こども園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加する意識啓発を幼児家庭教育講座や園における行事を通して行います。	保育課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(3) 審議会などへの女性の参画推進	10	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	人権・男女共同参画課
	11	女性管理職員の登用率の向上	特定事業主行動計画に基づき、研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、係長や課長補佐への登用を着実に推進します。	人事課
	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、地域のコミュニティ推進組織の委員等の選出時に、意識啓発を図ります。	市民協働課
	13	防災分野での女性の参画促進	防災会議の女性委員の割合を増やす取り組みを行います。	危機管理防災本部 子ども・子育て課
	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課
画推進 (4) 企業・団体などでの女性の参	15	女性管理職登用の推進	企業における女性登用の必要性や、そのための環境づくり、意識啓発を行います。 女性自身が企業の中で活躍するエンパワーメントを醸成するための意識啓発を行います。	産業立地課 人権・男女共同参画課
	16	雇用の場におけるダイバーシティの推進	個々の事業に応じた多様な働き方を実現するために、事業主や労働者に意識啓発を行います。	産業立地課
女性の参画推進 (5) 農林水産業の分野での	17	女性農業者向け研修会の開催支援	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課
	18	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(6) 防災活動への女性の参画推進	19	女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに、訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防本部総務課
	20	女性の視点を取り入れた防災活動の実施	子育て世代向けの防災講座や、女性を含む幅広い住民が関心を持ちやすい災害食講座などを地域で実施し、防災活動への女性の参加を促す。	危機管理防災本部 子ども・子育て課 人権・男女共同参画課
	21	男女のニーズの違いに配慮した避難所環境の整備	避難所運営マニュアルへ男女共同参画の視点からの配慮事項を充実させるほか、男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の整備を進め、誰もが安心して過ごせる避難所環境を整備する。	危機管理防災本部 子ども・子育て課 人権・男女共同参画課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	22	ながおかヘルシープラン 21 の推進	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組み健康寿命の延伸を目指します。 また、本市の自殺死亡率は国や県の平均を上回って推移していることから、「誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ」の実現を目指し、自殺対策に取り組めます。	健康課
	23	子宮頸がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課
	24	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付します。妊娠届を提出した妊婦に産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。 宿泊型産後ケア、ままりラ（産婦相談）等により産婦の心身のケア等を行います。	子ども・子育て課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	25	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	学校教育課
	26	介護予防事業	高齢者がいつまでも元気で過ごすことができるよう、運動機能向上・認知症予防・栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等の教室を開催します。また、地域で自主的に介護予防の活動を行っている団体を支援します。	長寿はつらつ課
(8) 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	27	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため、受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金等支給事業を行います。	生活支援課
	28	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
	29	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援機関において、多様な問題を抱える生活困窮者に対し、課題の把握と相談援助を行い、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を図ります。	生活支援課
	30	生活困窮者学習支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習の機会を提供し、貧困連鎖の防止を図ります。	生活支援課

基本目標2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する

【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

1 現状と課題

各分野で女性リーダーを増やす時の障害となるものについて、意識調査の結果では、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が7割を超え、男女別では男性が約6割、女性は約8割が十分ではないと回答しています。女性が活躍するうえで欠かすことのできない家族の支援について、男女で大きな認識の違いがみられます。

また、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が約5割となっており、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進が必要であることを示しています。

「女性自身がリーダーとなることを希望しないこと」については、約3割が障害となっていると認識しており、これまでの慣習の中で続いてきた「男性は仕事、女性は家庭」という、どちらかといえば女性に従属的である立場から脱却し、働くこと、家庭生活、地域活動などの様々な分野において、自分の人生にやりがいや充実感を持ち、自らが望む生き方や活躍の方法を選択し、実現できる環境を整えていくことが必要です。[P.17 図3-1-1]

2 施策の方向性

【推進方向6】働く場における男女共同参画の推進

これまでの労働慣行を見直し、男女がともに意欲と能力に応じた働き方を選択し、子育てや介護の家庭生活を営めるような雇用・労働環境の整備をしていくには事業者の理解が何よりも重要です。

特に、雇用主の意識が重要であるため、ワーク・ライフ・バランスの必要性を理解してもらうための働きかけなど、男性の家事・育児への参加や女性が継続して働き続けることができる環境づくりを支援します。

【推進方向7】家庭における男女共同参画の推進

一人ひとりが持っている個性と能力を十分に発揮し、健康で豊かに暮らしていくためには、お互いに理解し合い、ともに働き、ともに家庭の役割を担うことが必要です。

しかし、男性も家事や育児を行いたいと思いつながら、労働時間が長いなどの理由から女性が家事や育児・介護のほとんどを担っているため、女性が希望の就業形態で働くことを困難にしている一因となっています。

働き続けることを望む女性が増えている中、継続して働き続けられる環境づくりを支援するとともに、男性が地域活動や家族の一員としての役割を女性とともに担えるように意識啓発に取り組みます。

【推進方向8】 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画の施策を推進するためには、最も身近な地域における啓発活動が重要です。

普段の地域活動の多くを女性が担っている状況がある一方、団体の代表は男性が多いという状況があり、地域における女性の参画は進んでいません。

男女共同参画の視点を持つことで地域の女性が活躍し、様々な活動ができる環境整備のための取り組みを支援します。

【推進方向9】 多様な生き方への支援

共働き世帯が全体の半数を超えている中、男性の多くは長時間労働のため、家事や育児などの家庭生活に関わる時間が短く、女性の多くがその役割を担い、結婚や出産などを機に、就業の中断を選択せざるを得ない場合があります。

子育てや介護を支援するための社会環境の整備と、仕事と育児や介護の両立について、男女がその役割と責任を担いあう意識の醸成に取り組みます。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
提供と情報の発信 (9) 多様な活躍につながる機会の提供	31	多様な活躍に繋がる学びや体験の機会の提供	女性の活躍の場を広げるため、地域活動、起業、政治、市民活動など、様々な分野について学び、体験する機会を提供します。	人権・男女共同参画課
	32	多様な活躍に向けた啓発・情報発信	女性の活躍に関する情報を広く発信するとともに、必要性について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
	33	就職・再就職支援	子育て世代などを中心に、就職や再就職を支援する機会を充実させます。	人権・男女共同参画課 産業立地課
すい職場環境づくり (10) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやす	34	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の調和を実現するため、事業主や市民などに意識啓発を行います。 また、行政だけでなく、関係機関との連携体制を活かしながら、取組みを進めます。	産業立地課 人権・男女共同参画課
	35	働きやすい職場環境推進事業	働きやすい職場環境を整備し、誰もがいきいきと働けるよう、アドバイザーが企業訪問を行い、働き方改革を推進します。	産業立地課
	36	ハッピー・パートナー企業登録促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	人権・男女共同参画課 産業支援課 契約検査課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(10) ワーク・ライフ・バランスの 推進と働きやすい職場環境づくり	37	男女の介護・育児と仕事の両立の支援	仕事と育児・介護など、家庭での役割を男女が共に担いながら、やりがいを持って働き続けられる職場環境の整備支援を行います。	産業立地課
	38	相談機能の充実	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて、相談会など、相談できる機会を充実させます。	人権・男女共同参画課
(11) 地域・社会活動での男女共同参画推進	39	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、男女共同参画に関連する事業を実施します。 ・コミュニティセンター主催事業の実施 ・地域や町内会における意思決定過程への女性の参画を促進する啓発講座の実施	市民協働課 人権・男女共同参画課
	40	まちなかキャンパス長岡運営事業	市内4大学1高専と長岡市の協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じ、世代や性別に関わらず誰もが学べる講座や事業を実施します。なかでも女性が参加しやすいオンライン形式の講座を開催するなど、女性の学びの機会を増やすよう努めます。	市民協働課
(12) 子育て支援体制の整備・充実	41	育児と仕事の両立支援	特定事業主行動計画に基づき、子の出生が見込まれる職員を把握し、対象職員に対して育児休業等の取得を勧奨するとともに、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成・職場づくりを進めます。	人事課
	42	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども・子育て課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(12) 子育て支援体制の整備・充実	43	子育て家庭からの相談に対する支援の充実	<p>子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や相談対応します。</p> <p>気軽に相談できるように、子育ての駅において子育てコンシェルジュが相談対応します。</p> <p>また、子ども家庭センターにおいて、子育てや発達などの相談対応を行います。</p>	子ども・子育て課
	44	子育ての駅の運営	<p>子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。</p>	子ども・子育て課
	45	男性の育児に対する支援の充実	<p>男性の育児参画を推進するため、妊婦とパートナーと一緒に妊娠・出産育児について学ぶ講座の開催や男性の育児相談窓口の開設、男性が参加しやすい育児講座を開催します。</p>	子ども・子育て課
	46	児童クラブの充実	<p>児童の健全な育成と放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。</p>	子ども・子育て課
	47	母子保健推進員活動	<p>各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。</p>	子ども・子育て課
	48	保育園併設地域子育て支援センター等の運営	<p>子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・支援や、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。</p>	保育課
	49	多様なニーズに応じた保育の実施	<p>就労形態の多様化等に対応し、子育てと仕事の両立を支えるため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などニーズに応じた各種保育サービスを実施します。</p>	保育課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
の 整備 ・ 充実 (13) 介護 支援 体制	50	高齢者や介護者の相談 窓口の運営	地域の身近な相談窓口である地域包括支 援センターにおいて、高齢者や家族の様々 な相談に対応します。	長寿はつらつ課

基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

1 現状と課題

DVは、重大な人権侵害であり、配偶者などからの暴力の被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成して行く上で、克服すべき重要な課題です。DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などが含まれ、親の暴力的な関係を子どもに見聞きさせることは、子どもへの虐待です。また、家庭や個人の問題として被害が表面に出にくい問題です。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などを背景としたDVの増加、深刻化を懸念し、令和2年4月に、新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設しました。これまで見過ごされがちであった精神的、経済的暴力の潜在化を防ぐため、被害者が相談に繋がりやすい環境の整備と相談窓口のさらなる周知が必要だとしています。

市では、「配偶者暴力相談支援センター」やウィルながおか相談室などに寄せられるDVの相談件数が、年々増加しています。市民意識調査では90%を超える人がDVという言葉を知っており、DVを受けた経験があると答えた人は身体的暴力で約12人に1人、精神的暴力で7人に1人にのぼっています。〔P.21 図4-1～4-3〕

また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデートDVの防止など、中学生や高校生の若年層を対象とした未然防止のための啓発が課題となっています。

DV被害の相談内容は、年々多様化、広域化、複雑化しており、支援体制の構築のためには、周辺自治体をはじめ多くの機関や民間団体との連携が不可欠です。今後も、男女の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図り、DV被害者に対し相談から一時保護、自立支援まできめ細やかな支援を行うとともに、あらゆる暴力の根絶に取り組む必要があります。

2 施策の方向性

【推進方向10】 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援

DVは長年被害を受けていても、DVだと認識できずに苦しんでいる人が多く、さらに子どもを巻き込んでいる危険性が高いなど、深刻な社会問題となっています。

配偶者等からの暴力を防止するため、配偶者暴力相談支援センターを中心に長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や民間支援団体などと連携してDV被害者が安心して相談できる体制を整備するとともに、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立まで切れ目のない支援を実施します。

また、DVの早期発見や予防のため、相談窓口の周知や若年層に対する意識啓発等、DV防止の取り組みをはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(14) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	51	DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催等により、児童生徒・保護者・教職員に向けた啓発活動などを行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。	人権・男女共同参画課
	52	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課
	53	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校における教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けての意識啓発活動に取り組みます。また、必要に応じて専門機関と連携します。	学校教育課
(15) 相談・保護体制の充実	54	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の強化や相談員の資質向上を図ります。	人権・男女共同参画課
	55	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	人権・男女共同参画課
	56	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	人権・男女共同参画課
	57	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	人権・男女共同参画課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(15) 相談・保護体制の充実	58	関係機関と連携した相談の実施	<p>外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者基幹相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。</p> <p>また、それぞれの機関で相談に携わる職員がDVや虐待について理解を深めるよう啓発を行います。</p>	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども・子育て課
(16) 自立のための支援の充実	59	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金(No.28の再掲)	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため。受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金支給事業を行います。	生活支援課
	60	母子・父子自立支援プログラム策定事業(No.29の再掲)	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
	61	DV被害者の心身の健康回復支援	DV被害者やその子どもの心身の健康を回復するため、DV被害者支援を行うNPOと連携し、カウンセリングや母子同時並行プログラムを実施します。	人権・男女共同参画課
(17) 関係機関や民間支援団体との連携強化	62	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	<p>DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワーク連絡会議での連携を強化し、周辺自治体を含む関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。</p> <p>また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
	63	DV防止計画推進のための体制づくり	庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	人権・男女共同参画課

基本目標4 男女共同参画の推進体制を充実する

1 現状と課題

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民、事業者などがそれぞれの立場による自主的な取り組みが不可欠であり、協働して推進していくことが重要です。

ウィルながおかは、条例で男女共同参画の施策を実施し、市民の自主的な活動を支援する拠点として位置づけられています。社会情勢の変化や新たなニーズに対応した施策を実施できるよう機能の充実を図るとともに、男女共同参画の推進体制を充実させていく必要があります。

2 施策の方向性

【推進方向 11】 市民協働の確立

3次基本計画の施策を着実に推進するため、関係部局や支所との連携強化を図るなど、庁内推進体制を充実し、総合的かつ効果的に実施します。

また、市民団体や事業者などと協働していくとともに、国や県などの関係機関との連携を図ります。

3 施策の内容

主要施策	No.	事業名	内容	推進課
(18) 庁内推進体制の充実	64	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	人権・男女共同参画課
	65	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	人権・男女共同参画課
	66	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	人権・男女共同参画課
	67	男女共同参画に関する調査・研究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	人権・男女共同参画課
	68	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、政策推進会議を開催します。	人権・男女共同参画課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(18) 庁内推進体制の充実	69	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	人権・男女共同参画課 人事課
	70	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	人権・男女共同参画課
携 ・ 協 働 (19) 市民との連	71	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	人権・男女共同参画課
と の 連 携 ・ 協 働 (20) 国・県など	72	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、第3次基本計画を推進します。	人権・男女共同参画課